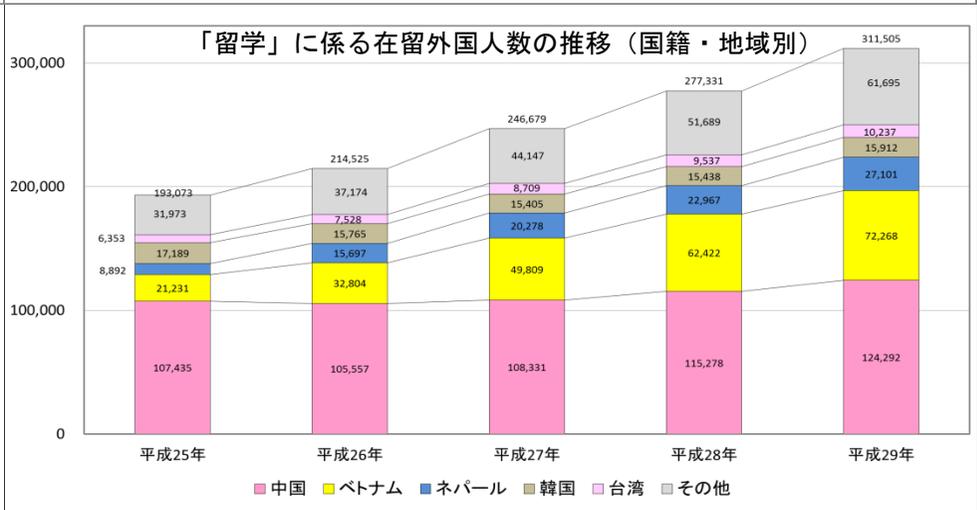
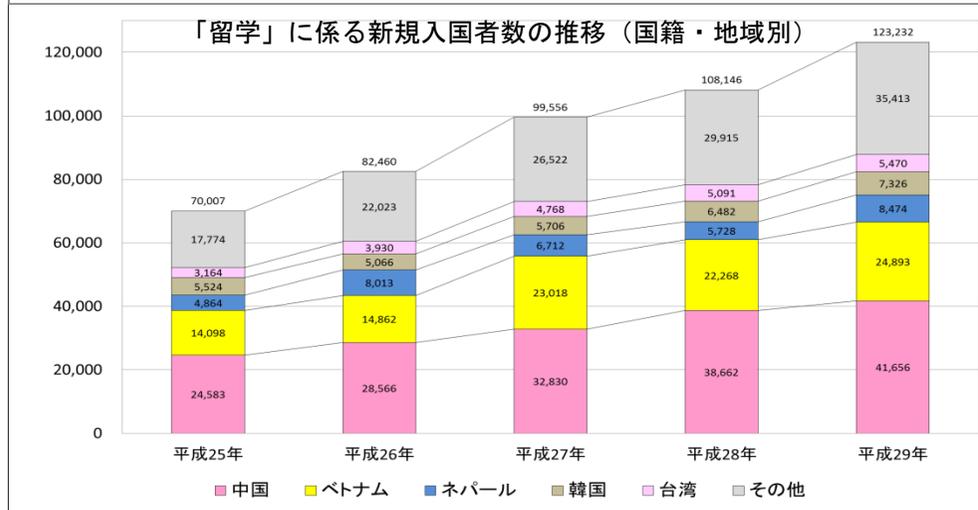
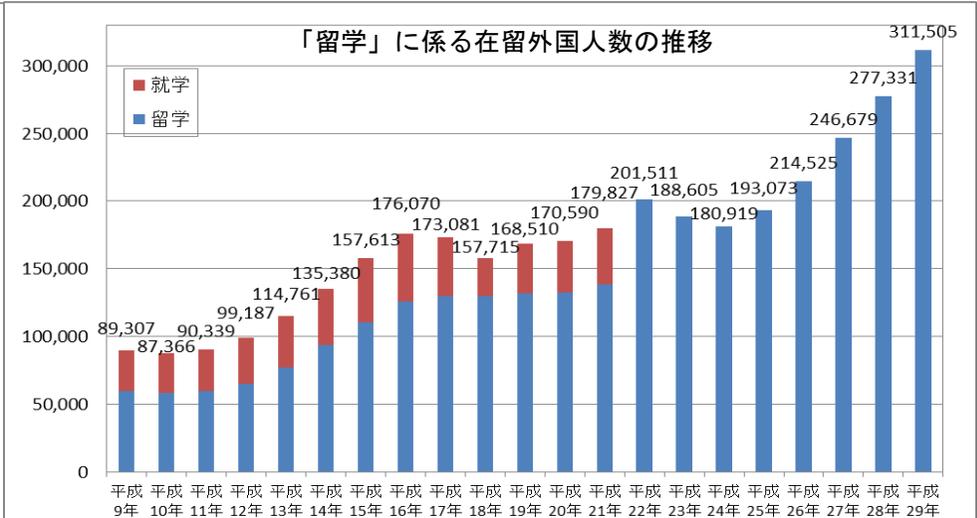
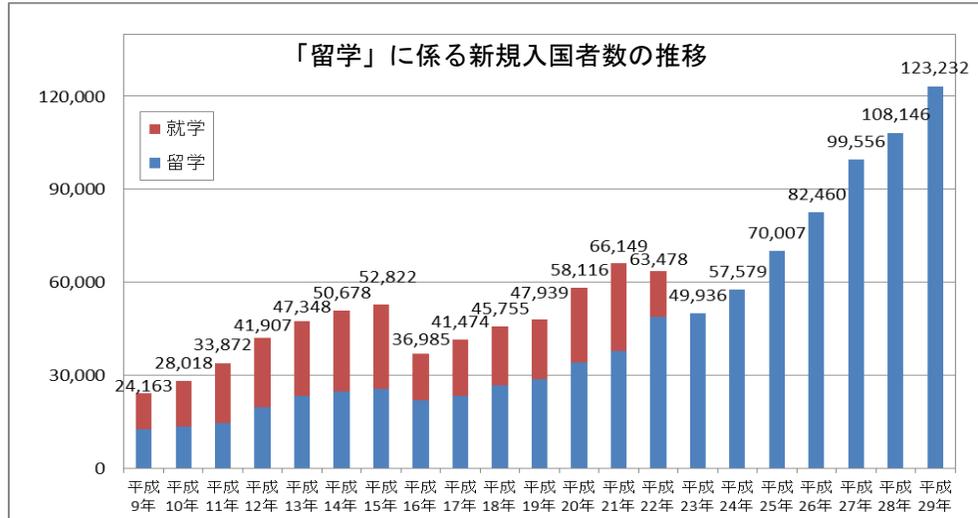


在留資格「留学」に係る 新規入国者数・在留外国人人数等

- 新規入国者数、在留外国人人数ともに平成15年頃に留學生の不法残留者数が増加する傾向にあったことを受け、経費支弁能力等に係る審査を徹底するなど慎重な審査を実施したこと等の影響で、平成16年に大幅に減少
- また、震災の影響により、新規入国者数は平成23年に、在留外国人人数は平成23年及び平成24年に大幅に減少
- 国籍・地域別では、新規入国者数、在留外国人人数ともに中国とベトナムで過半を占めており、ベトナム及びネパールは継続して増加傾向

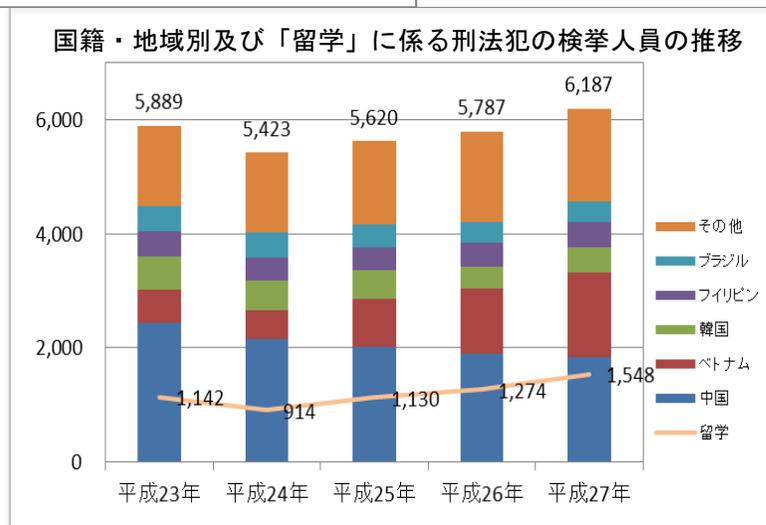
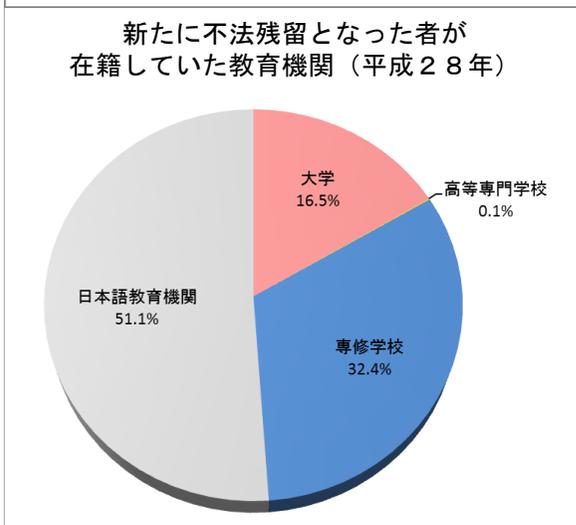
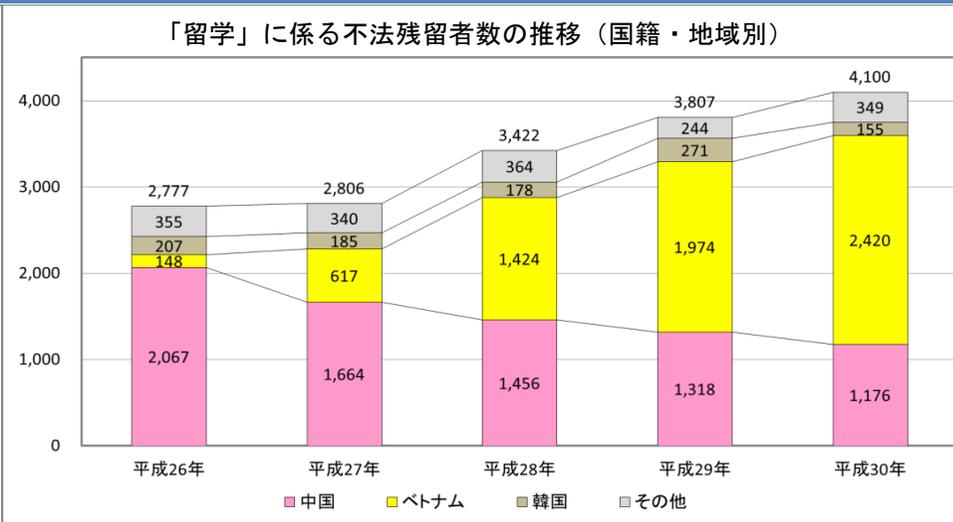


(注1) 在留外国人人数は各年末現在の数(平成23年までは外国人登録者数, 平成24年以降は在留外国人人数)。(注2) 平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

(注3) 平成29年におけるネパールの新規入国者数は速報値である。

在留資格「留学」に係る 不法残留者数，刑法犯の検挙人員等

- 不法残留者数は、平成17年以降減少していたが、平成27年から増加傾向。国籍・地域別では中国が減少し、ベトナムが急増。
- 学種別に新たに不法残留となった者を比べると、大学や専修学校と比べて日本語教育機関から不法残留となる者が多い。
- 刑法犯の検挙人員は、国籍・地域別ではベトナムが増加傾向にあり、「留学」についても増加傾向にある（国籍・地域別在留資格別のデータは未公表）



資格外活動許可

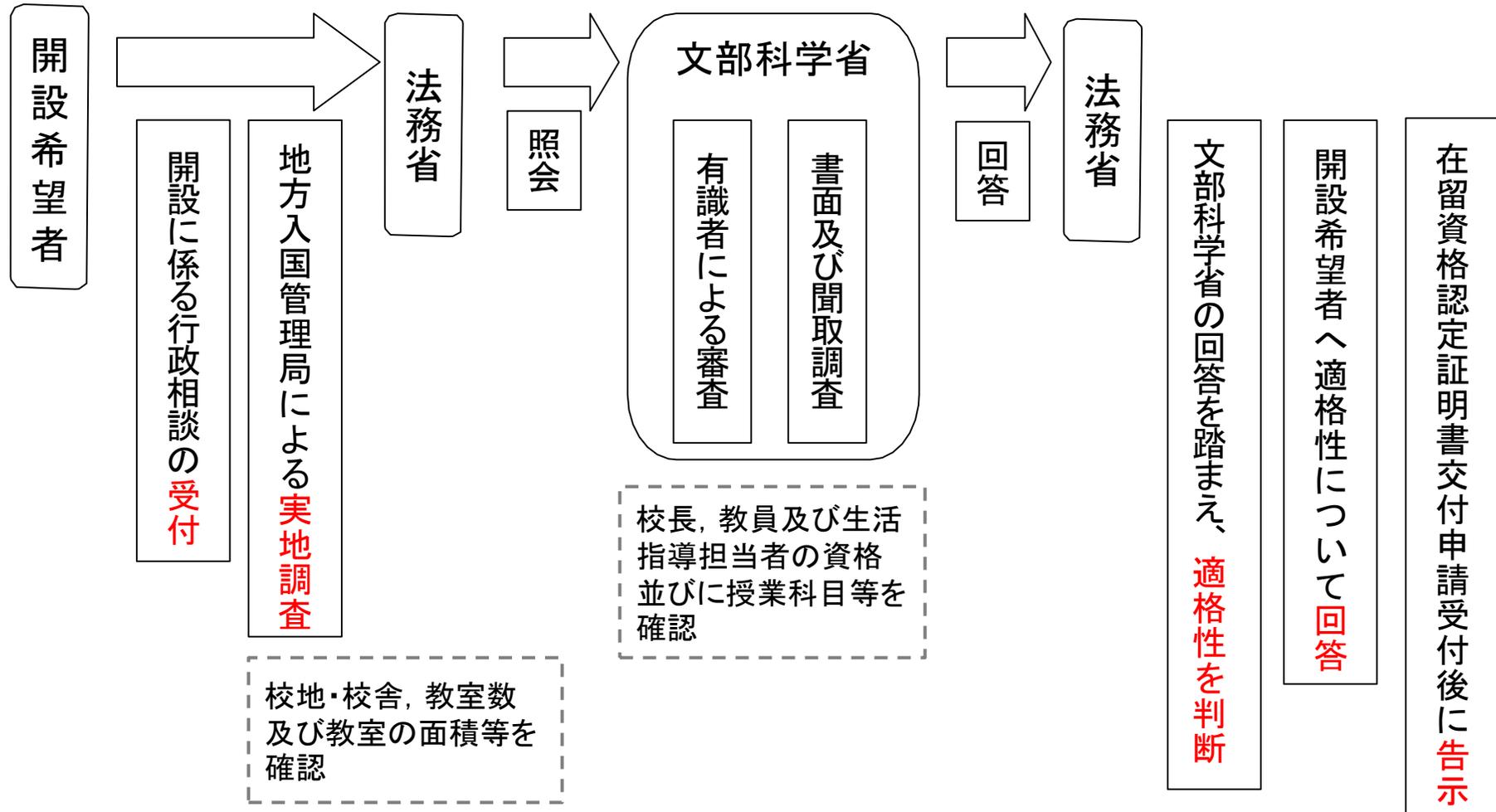
- 留学生がアルバイトを行う場合には、入管法に基づく資格外活動許可を受けなければならない。
- 資格外活動許可の方式としては、包括許可により、1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内）の就労活動（いわゆる風俗店で行うものを除く）を認めている。
- 平成29年末現在の「留学」に係る在留外国人約31万人のうち、約9割が資格外活動許可を有している。

（注1）不法残留者数は各年1月1日現在の数。（注2）平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。
 （注3）新たに不法残留となった者の数は、不法残留となる直前の在留資格が「留学」、「特定活動（就職活動）」等であった者のうち、上記の4つの学種のみについて集計したものの。
 （注4）検挙人員の推移は警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」による。

法務省告示をもって定める日本語教育機関の 新規開設の流れ



法務省
Ministry of Justice

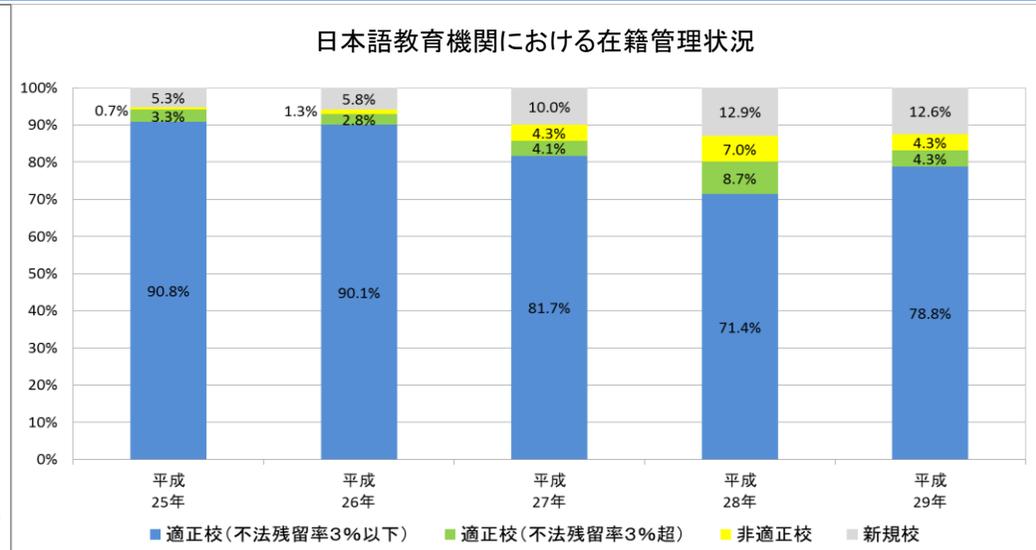
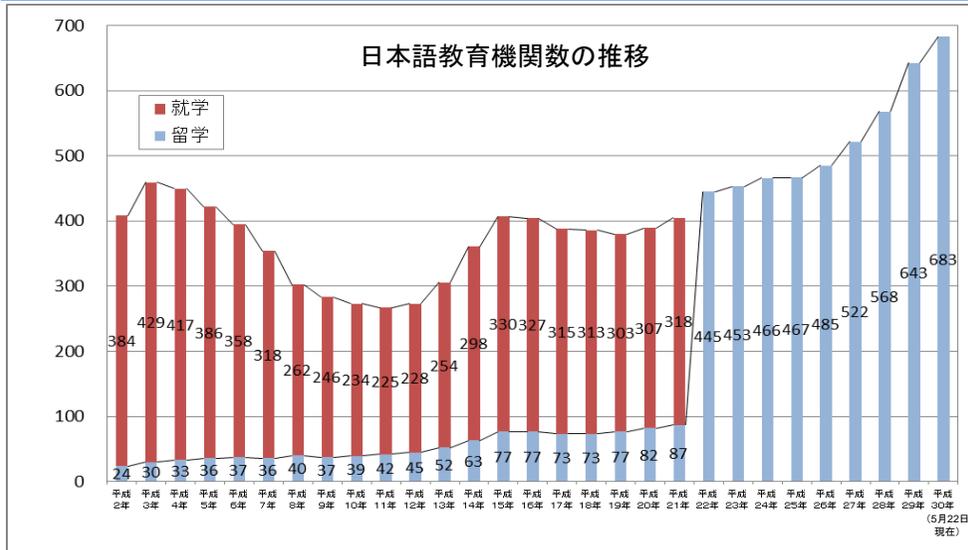


「日本語教育機関の告示基準」における適正な在留管理に係る主な要件

- 設置者及び校長その他の教員の欠格事由を明確に規定
不法就労助長行為を行った者などを欠格事由に規定
- 入学者の募集
教育課程の種類や入学金等の情報を適切な方法で正確かつ確実に提供
- 入学希望者の選考
学習意欲や経費支弁能力を適切な方法で確認
仲介者が関与する場合には、仲介者に支払う金額を把握
- 適切な在籍管理
1か月の出席率が8割を下回る生徒には改善指導
退学した生徒又は出席率が5割を下回る生徒については入管へ報告
資格外活動許可の有無及び内容を把握し、入管法令に違反しないよう適切な助言及び指導
- 告示後のフォローアップの措置
内容の変更があった場合に地方入管へ報告
地方入管からの求めに応じて基準への適合性等の点検結果を報告

日本語教育機関における在籍管理状況を判断する指標

- 在籍者数に占める新規に発生した不法残留者数の割合が5%以下であること。
- 出入国管理及び難民認定法第19条の17による届出等により、当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。
- その他、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。



(注1)「日本語教育機関の告示基準」は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語機関に係る基準。

(注2)平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

(注3)日本語教育機関における在籍管理状況については、その適否を判断した年(適用は翌年4月期生から)の状況を掲載。なお、日本語教育機関における在籍管理状況の適否は、主に新たに不法残留となった者の数が在籍者の数に占める割合により判断している。不法残留率が5%以下の場合を「適正校」とし、なかでも不法残留率が3%以下の場合には入国・在留緒申請における提出資料の省略を認めている。